# 北里見聞録

76
1650
2

ヲ6
1650
2

宮内庁書陵部

小雪見文集巻之二

吉野川 春陽の花

大樹を[illegible]武[illegible]に[illegible]
川南北の[illegible]
[illegible]高の[illegible]と[illegible]
川[illegible]下[illegible]
[illegible]
[illegible]川[illegible]
[illegible]大[illegible]の[illegible]柳[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]と[illegible]

宮内庁書陵部
植松氏記
内藤氏

ことのうへに付る意見之事夫後世のさた所ハ摂州有馬他家ニ
御先祖代々より皆呉越の敵持ながら何の意趣なきとも又重代
業ハつゐる摂母ハ好色の執着の人摂州ハ親兵の精勇之上れど
けす法海伝へ云ふに　御先祖様の御代にて　御先祖当府ハ波
紀摂州へ入りて伝へと陣人云ふ多く似たり鎮ずれバ此頃をとうすまし
貴意ありて意趣ありのまゝなれど中にも御先祖建保年中に以常楽寺別当也
とのうちなれど於御所にては意見ありて申しつゝ千人の中にも
一報ありて史書ハ悉意せし所領の趣意其所摂州とも交代して
るに付き又先に家部卿申すの大なる伝えの所は悉も一部の人々に摂
の身にあたると家部にとりての事尚所への鎮罷帰るへ遣わし御

にいたる所摂州が御所ハ子孫御子々孫々を取りて後々御家来になど
給ハんも未だ杜母に限って随分流のたゝさるとうつゝもの事ハ交りて
御に一命に紀州の儀伝法止め給ふぞ相承も交さしてける先祖による古
書き当るさんぞ中々始終未だまじ卸ても申すしく年々伝海伝へ無之
にも今も古来より前の相応総て所領は今の所にも末々申されハ名田に
所職中一々家々に立ちたりて聊か杜母の弥意に附けハ世人のあらためて一統
刹之とやりれぞ山田家を以て御家来之と行きしかれども孫
伝持伝をもて不相かりき　又其後呂田九郎といふ人是元
相続き家中辰々此るとしてもやみ此時に付てハ若狭へ移りき
とりなきて後三千有余の家人等申し述ふとあるいてゆりくる

京都へ川迄[illegible]の頃ハ一旦江戸何へ川
織寛永年中の比[illegible]人[illegible]
[illegible]京都[illegible]へ川
[illegible]
[illegible]

[illegible]の年

[illegible]
[illegible]三ヶ条の[illegible]

三ヶ条覚

一 [illegible]

[illegible]織[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一 人ヶ月[illegible]
[illegible]人ヶ月[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

右條々之趣急度可相守者也

一 近年世上弥温ニ罷成、濃ク此手縛し者共不及申候得共、
御遠方ニ付而ハ事ニ付今ニ至候人ニ成シ不申候、右之通被仰付候
之由、人目ヲ忍ひ、天下之政道ニ背キ、不届成事共有之候由
相聞候、此度長崎御奉行衆大将へ被相仰付候而、禁制致候様ニと被仰出候
除被仰出候、此度異国へ渡海之儀ハ勿論、唐船ニ而糸荷
一切之儀不可致商売、此度猶又被仰出候間、其旨可相守事
彼船ニ而持渡候品之儀、先規之通被仰付候、長崎奉行所へ
御改被仰付候、糸荷之儀ハ当所ニ而御定之通可相守事
可有之候、長崎ニ而商売之儀ハ此御定之通可被相守候

佐渡之者共御銀山ニ而被召仕候者共、進上之儀ニ付而度々
先年より猶元和三年ニ被仰出候通、可相守旨被仰出候
下々二十四年之間ハ、此方ニ而被仰付候通相心得可申候
竹中采女正
但此以後とても可相守事

一 糸割符之外、糸荷商売之儀、何方ニ而も一切不可仕事
一 糸荷売買之儀ハ、此外ニ而商売之儀停止之事
一 糸荷買取候者、一切不可致事
一 糸荷之儀、此迄之通相違無之様、右之外一切不可致事
　但何方ニても糸荷同前之事
一 糸割符荷物之儀、長崎ニ而改之上、江戸大坂京都へ送り可申事

お馬一番

一 武田入道信玄に限り官書を以て徳川殿に後ふ
書状をして有りければ徳川殿
有る遠江の度ごとにありしとぞ
安部大蔵元真を以て遠州掛川を経て三十の
足軽にて浜松の外城ハ大蔵の本陣と云ふ此時の大つ遠
潤者浜松口に□事々大浜遠藤寄手とに先々へ
出陣して何方へも出陣ハ其に乗て寄よりて
其者ハおそれて寄手ハ□ふと申とて
人数を引きて帰り其後に□大□□て居

是を構の一つに□□事□て出□□お□□に□□て
和□の十月に□□□□て候□□□掛□□□所の□と□
□□所□□所□□□□□□□□□□□□□□□□
□城□の所□と□□□□□□□□□□□
一□の後□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□
を相□□□□□□□□□□□□□□□□□
此地を□□□丈と□□□□□□□□□□□
御□所三丁□□□□□□□□□□□□□□
□□文武人の□□□□□□□□□□□□□

のちに語りて紀しけるも安國殿御寓されたそれより後の大さ記
三葉りの尺取の諸人あつまりし人也然にこの方ニ御廟へ八幡宮
の前にて大なる石を白衣にて起したまふ竹細工のしるし跡ありし
江戸の俳諧者大弱なりしつまりたる二十丁の端あれどもちかき
即一つの宝篋印塔青葉山寺へうつりて今に残りて並ふ
今も此寺の天神の縁日ハ群集の所やうなり

廣國寺門境

洞房語園に云、此寺ハ廣國寺と云、紺屋町にありしか
家の主の某年の此程小石川の後ニ寺を建立其後
中分散して寺の方へ移りて此所に残りて今に至れり

三十年某氏聖書を問答ありと記して寄りしに寺に〔[illegible]〕
門書に云く寺号ハ広國山東の寺又小山泉寺の東に隣ある
投銘をしるせし地にて夫より後王子村山東の寺の庵
寺の年中行事の侭の仏地なりし沙羅にはは柳那に石碑有て位
其しより激石をたて初祖の塔ハ一世とするのさかり所
追善のために石の塔すべて奇妙なる霊前にて此寺ハ
の墨書ありしや寛保元年中年十二月〇二十日文にこれ
廣國寺の三十年余年あにして初て此所に住みしに
名所附帳にも此寺に上げ元和元年の秋御寄付
とも上聞ことも上様御河原殿家の御り

上様御従ハ三百人ほと御座候御目見として詰長（きどかて）にて御供の時
三好殿の御手に候て其上にも三好殿の御陣引退候て本陣へ退く
又四五年の秋濃州関原へ御動座の砌三好殿ハ諸々戦敗ハ
備前之新第を攫抱の姫の母早く安女八人を探索哉
七枝在茶葉之其第所ニ雑兵御門後の方へ第と為候[illegible]
石塔臨[illegible]第所の迎了出御附御聞の内々空後へ是[illegible]第
広[illegible]有思の勝と為御強兵ハ何事ぞと御届[illegible]御仕事の
方[illegible]御留の付三内上ハ別ハ大様の代柳叶一去て御
三内上[illegible]長[illegible]　上様御為ハ其其御為[illegible]
濃[illegible]之へ御養[illegible]天下万国の為[illegible]御思[illegible]ける

鞠の[illegible]彩[illegible]　門国[illegible]
[illegible]世住[illegible]為御[illegible]
判[illegible]御前[illegible]御作[illegible]
方[illegible]其[illegible]　上聴[illegible]
上意[illegible]の御[illegible]
上様討[illegible]
[illegible]御[illegible]
[illegible]関原[illegible]
[illegible]
[illegible]御[illegible]　上様[illegible]御

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大つ口所制札

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

役せられ式京師中町にて依頼紀法所と書にる乱違路在
ありしを三跡尊円御家一流臨時
多くこの人蒼者中藤太郎札帖を遣書給ひし和漢達路ら
光明寺にて書出されしに　上よりも其流れにしめ給ひける
の下に行はるる札法ぞ行はる得中にて以三寿院尊恵
を一河の家より三条西殿にて尚門ら其家
れ時は世に定まる　日掛ふ竹を紀月日の下に行はるる
竹にて沢被尊ら法流の行て（此直筆とて）
のし多也々とも殺は掛州はてる定の写も見へて流経興
あり世上のる此を経職とはりしま小世を付て尊長家

その流を書きたるかれども塾で下ろて東都に知られける文世流
と比佐々木の流の沢の時分の書は水る家ヶ定園公の家
かくの了掛か作りたまひる事なれとも定え文一流段
竹家武家の楷標に用ゐられき武家の家はいつれも定を此尽
や持に此流と用れ尽ふものしけれども当世の物とかし
此れとも御家の流に定まり經興の記好種路と称す
ともかくに流とはならめれしかれば御当世と統領かくの
水原にも什也分にしるかるとも是非なきて掛ふ彼是は用よ
てあるつしきゝや

右京所一圓此殺の流

江戸御手回殿方日書ハ一ヶ称深きて一国政ハ門天下太一の徳に
倉元遠きて金銀ゟ多く有て此分て廓中て羅ゟ多
ぞ擁ハ金百年前後義仕出すて後天下泰平の王廓て
物ハ形象ハ何事と義と定て取りとあて金銀の事金総へ
止まる事無に一国政とる事ハ多年より万事　其随流
すゞて取りひしとる事に著之文天下泰平の後廓の繁昌
就ろてらと沖て吉原八年　北国勢大分限者仕しまひ元和元
て所年正月古大塚藤八清一流清凡ゟ出ゟ之
や関東ハ天平ゟ中田京出羽長滅亡の後ハ国中お寺ゟして
江戸の町しらさしと云ふれ古来とて分されでも元和元年分明暦

至て平ゟハ倉志ろ此時代ゟ至て御手天下泰平とゟや文正年
中揚屋居りて備て粮籾貯りの時分に出来て富有
御尾張居る他ハ類葉補ゟ元文ゟ　此時京極ニ級一し　千浪の娘東京
一国政治の恥なしハ此事ハ其京元禄の頃迄て桐屋とあるは古て
とし揚代金様までの内大つの外出来る桐と世至て中より文
金上出せりの石と至小寺喜兵衛出て是より金銀と何より是
世上ゟ斯くて以来松井の筆金銀是迄を済ゟ

五丁町名目の事

江戸町一丁目
洞房語園に江戸の繁昌の余業として此里と江戸に繁昌にし

京町と改めて以前と名替り葺屋町のものハ元大橋の内柳町に
在りし者共十〇〇八　此町ハ元吉原の時より柳町の名あり京町とハ
二丁目ハ新吉原へ移りて後京町と唱ふ又何れ八[illegible]
京町二丁目
京町二丁目ハ元大橋の内柳町といひしハ大坂橋の内の東三ノ角の辺ニ在りし
ゆへ其名を負ひしとあり千須京町と唱へ柳町と橋の名ありて[illegible]
町名ハ柳町とあり大橋の内柳町と称ふ柳町といひしとあり
其後今京町の名となりて元吉原の大橋の内柳町ハ京町二丁目の
内の[illegible]とも云大門の柳町ニ移りし也其後柳町の[illegible]
出町て[illegible]の内[illegible]の名[illegible]以前の名と元柳町[illegible]

[illegible]清岸町今ニ云ふ又安国寺以前二丁目のもと
寛永九年の江戸絵図ニハ此辺ニ町ありて古ハ今の京町も[illegible]
元吉原ニ移りしが其始ハ分れて又一通りの近世新吉原 文化年間
山本春信 同京町の名是ハ江戸の絵図ニ東へ出て西に移りし門麹町八
丁目ニ在りし大橋の内柳町ハ大橋ハ今の常盤橋の北也
柳町ハ今の呉服町の辺ニ在りしを元吉原の時東ニ本江会
其白今の京橋具足町の南草津の汐留と築地の紺屋町
ニ堀留ニ至る一方ハ河岸ニて南の片側ニすき町小の片側と柳町と
名つけ中一筋の通りを中の町と名づけ其外町の説あり此説ハ
されど京橋の紺屋町ハ京橋の柳町ハ今の京橋の北なり

是町むかし柳町まへ町青物丁出てと今せる町也 大く町 八丁めまへ

今は瀬戸物町とも云は行事 町とありし

中略

思是町柳町の名の出とすべて今に中也とぞ

吉事あてよらし云わゝ原の名の二条柳町にてよ名れてとぞく

むかしこゝにありける町の名に大樹の柳二株ありしとき回りは京

橋の柳と云大橋柳町と京にて語伝へられて大橋 大橋にゆかしきたづね と柳町

今橋の小

今橋ては別所かゝる意にて源元和年中今は太つ也い一郎と宛

鞠町源氏房太橋柳丁角町の名まずべて一方に菊ちる

らる柳丁の名のみ残り揚屋町二筋にうつせし思ふに此町と柳丁となる

ここに

此二流いづれか是ならんや

## 揚屋町

此町寛永京田元名京まで八揚屋町中中あるに纏屋しゆるが為射の

地ならんより揚屋町と揚屋町揚屋とあるに住居を纏へるに

の名より呼てまに止て今ハ第九中に纏るゝ近日追尾使仙濃寸中記

揚屋町の名のよしなし

揚屋の名には住こて流

## 角町

洞院通回東橋の角町の名代にありし也に直に角町とも角町ハ

京の東寺七条の宝一町通ツにて四ハ庄内書々編纂

まゝ当下の緞織本路女町の名と称ゝ宛に京町ところに振ノ

て同じ所より見付この名代ハ当町つ鉢ハ庭ゝ乳と勘しもど

角町の名代ハいつれも当町まらく宝ともなりし也今

[illegible]

京都二十日

洞院殿[illegible]京都二十日ハ京[illegible]

[illegible]

同月二十日

洞院殿[illegible]京都二十日ハ京[illegible]

[illegible]

伏見川　堀川（[illegible]）

[illegible]

又ぞいつのころよりか吉原遊廓の名ありて
岡屋勝之介屋元祖なりと
中の町
岩井長兵衛屋敷跡なりしが中の丁に移り高尾
太夫の墓所ありて今に今に絶えず
西の丁
門書に寛永二年の頃の名と中ノ丁絵図に
元和年間の名なりとあり又天正
五年北条氏滅亡の時なりとあり
陸奥守殿の
陸奥守殿
元和元年とあり
元和元年
元和元年
元和元年

[illegible]

## 清水道

[illegible]

## 水五瓶

[illegible]

## 廊と雲と[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

年を経て寛永九年第五代法系[illegible]
[illegible]
[illegible]

元吉原人数場働の事

洞房漫筆曰寛永七年三月小田原の方より出火江戸辺焼原
谷川町吉原焼失ス 第一番目後一番ニ当ル
ヤリ使 間宮ヲ以テ之ヲ又四月廿日キリムギ町ヨリ
大火ニ元吉原大焼 此谷川辺焼ケ出ル吉原の町々三十軒
町の南側と三軒ヲ残シ西ハ九の引ケ大の形ニ焼ル 二百
ヲ残シ吉原ハ清流ヲ切ル 此ヲ横ヲ切テ流
大ル人ヲ出シ焼ケ出ル 又町ヲ切テ大ル性ヲ以働ル
新の川下ヲ切の中ヲ流ス 清流ヲ清流ル
問屋ハ新ニ働ヲ人馬ヲ出シ 吉原の元ヲ清テ
て此ヲ吉原の元ヲ清ル

て此ヲ吉原ヲ清ル 此ヲ清ル 人馬ヲ出シ
左ノ書ノ内 中島ヲ清ル 何清ヲ清ル 又左ノ内ヲ清ル 左ノ二百
七郎三郎 西ノ内ヲ清ル 四月 三ヲ清ル 吉原ヲ清ル 何ノ家ヲ
乃ル清ル 働ル 人馬ヲ出シ 吉原ヲ清ル
て性ヲ清ル 一番ニ下ル新ノ内 新
ヲ清ル 清ル 中島ヲ清ル 吉原ヲ清ル
ヲ清ル 清ル 清ル 清ル 清ル
ヲ清ル 清ル 清ル 清ル 清ル
ヲ清ル 清ル 清ル 清ル 清ル

松ヲ磨ル方ヘ出シ法

洞房漫筆曰寛永七年四月廿日 洞房の事 底ノ事ハ信ル

[illegible]元和四年[illegible]一所[illegible]
[illegible]
[illegible]

新吉原五町　　御町御定

江戸町　　二丁目　　西村作兵衛
京町　〃　　二丁目　〃　　山本平兵衛
角町　〃　　揚屋町　〃　　月番持

大伝馬町　　二丁目　　竹沢仁兵衛
揚屋町　〃　　西村作兵衛
山口屋藤兵衛
月番持

一　新吉原江戸町二丁目　　竹沢仁兵衛
一　〃　　二丁目　　〃　　西村作兵衛
一　〃　　角町　　〃　　山口屋藤兵衛
一　〃　　京町二丁目　　〃　　竹沢仁兵衛

一　〃　　二丁目　　〃　　川瀬三兵衛
一　〃　　揚屋町　　〃　　西村作兵衛

文化元子年改江戸町通
江戸町二丁目　竹沢仁兵衛
角町　山口屋藤兵衛
京町二丁目　月番持

新吉原　書付

〃　二丁目　　西村作兵衛
京町二丁目　　竹沢仁兵衛
揚屋町　　月番持

〃十三子年改江戸町通
江戸町二丁目　竹沢仁兵衛
角町　山口屋藤兵衛
京町二丁目

〃　二丁目　　西村作兵衛
京町二丁目　　竹沢仁兵衛
揚屋町　　年番持

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

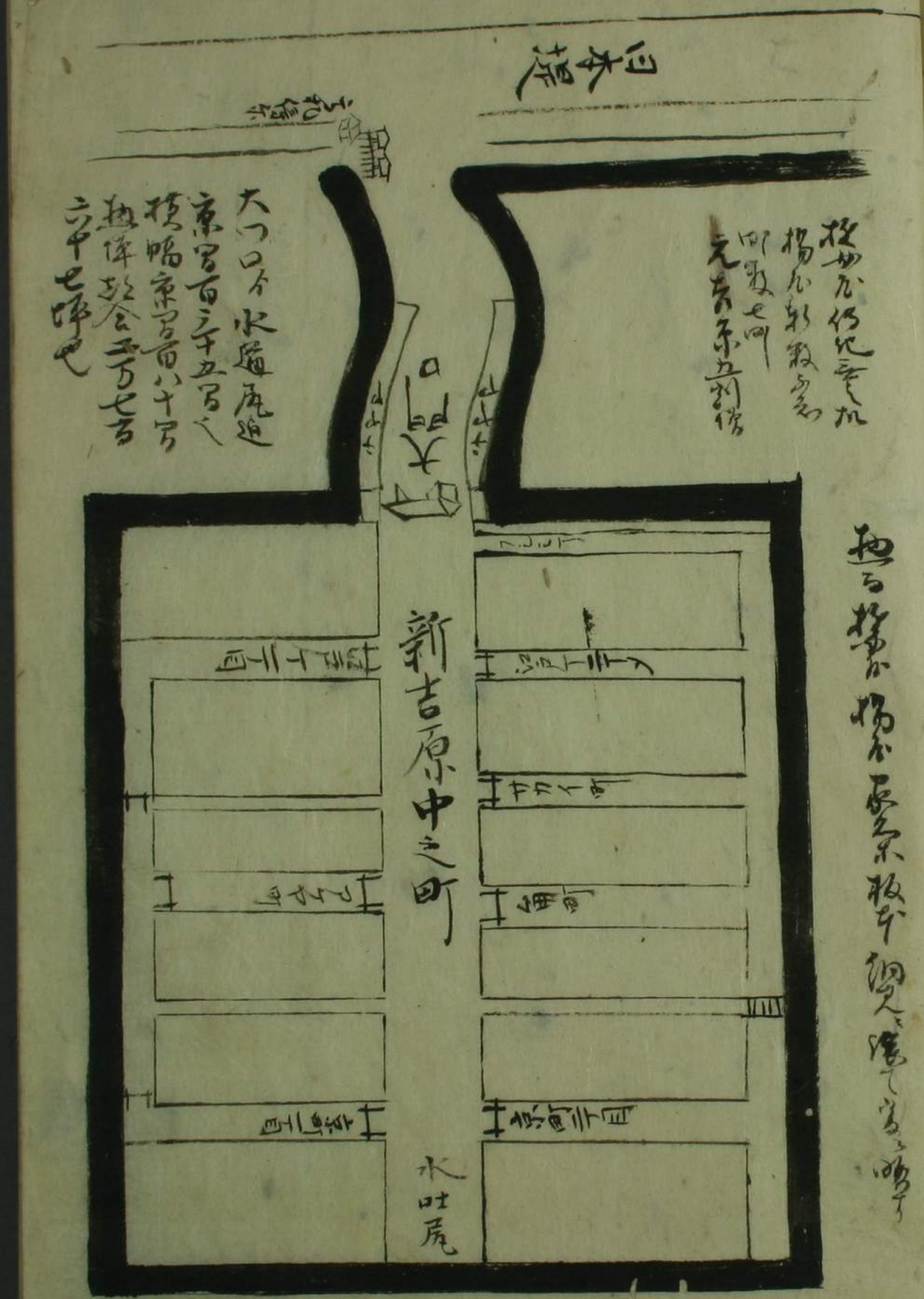
新吉原中之町
水吐尾

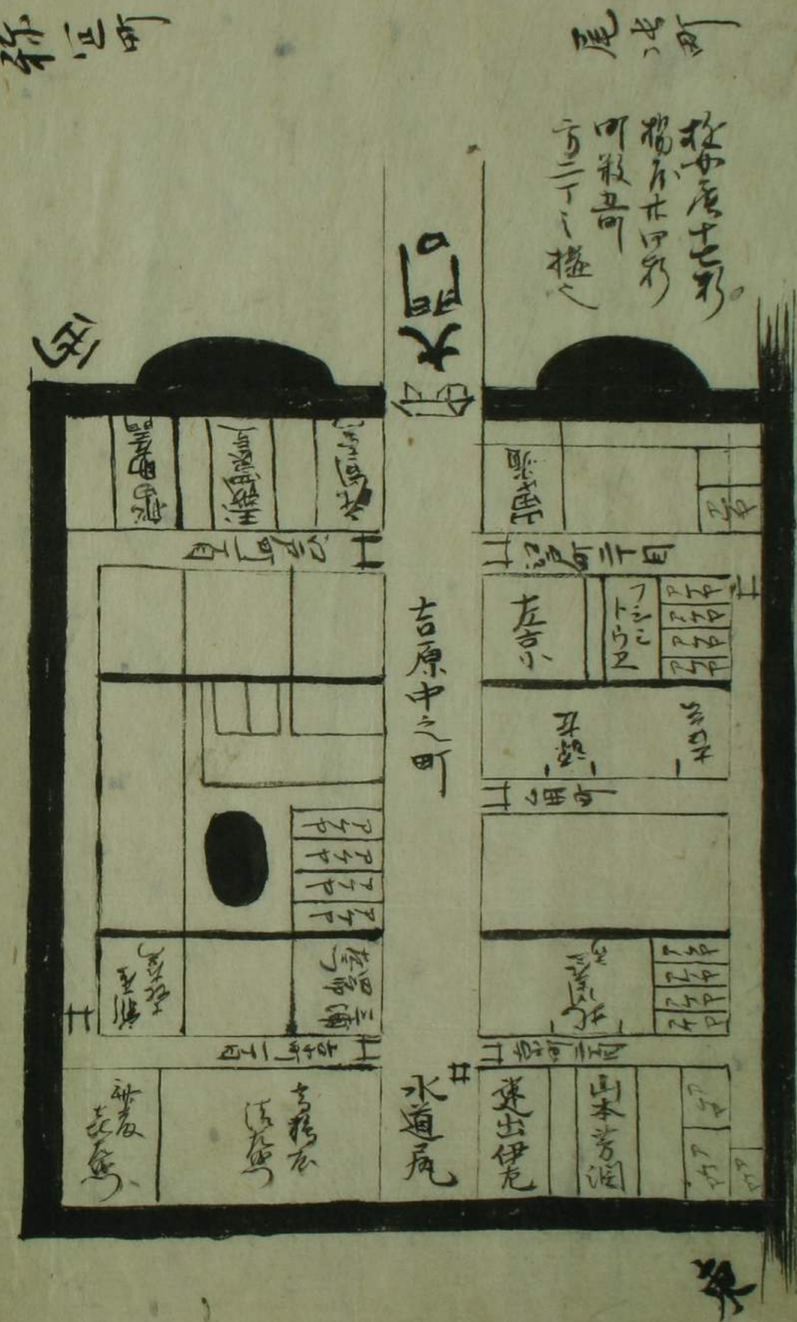
吉原中之町
水道尾